

報告第3号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月24日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成27年3月5日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

## 専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 相手方 大阪府富田林市伏山

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。

- 2 事件名 伊吹山中学校スキー・スノーボード実習中の衝突事故による受傷

- 3 事件の概要

平成27年2月6日午前10時30分頃、奥伊吹スキー場において、伊吹山中学校によるスキー・スノーボード実習中、実習生徒2人が乙に衝突し、乙を受傷させた。

- 4 損害賠償の額その他和解条項

- (1) 損害賠償の額

金40,160円とする。

平成27年3月5日

米原市長 平尾道雄